横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正について(改正案及び概要)

1 改正の趣旨

横浜市環境影響評価条例施行規則(以下、「規則」)は、横浜市環境影響評価条例(以下、「市条例」)の施行に関し必要な事項を定めたものです。規則では、環境影響評価の手続が必要な事業の種類(以下、「対象事業」)とその要件について、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業として定めています。

現在、事業の種類のうち「電気工作物の建設」について、「変電所の新設又は増設の事業(敷地面積が2.5~クタール以上のもの)」が要件のひとつとして定められています。

これまで電力貯蔵装置(以下、「蓄電池」)は、電気工作物の一つである変電所や発電所等の構内において扱われることが多い状況にありましたが、最近の再生可能エネルギーの普及促進に伴い、変電所や発電所等とは異なる、蓄電池を用いた電気工作物の必要が生じてきたことから、令和4年11月に「電気設備に関する技術基準を定める省令」が改正され、新たに「蓄電所」が定義づけられました。

市条例の対象事業に「蓄電所の新設又は増設の事業」はないため、蓄電所の追加及び所要の改正を行います。

2 変電所と蓄電所の類似点

変電所と蓄電所の類似点は表1のとおりです。変電所と蓄電所では、構外から伝送される電力を構外 に伝送する所という機能は同じで、構内での処理内容が異なります。また、蓄電池とともに変圧器等が 併設される施設についてはこれまでどおり変電所として取り扱われ、蓄電池のみを持つ施設が蓄電所 として取り扱われます。

71 - 72 - 377 - H 377 - 72770M						
	機能等	設備				
変電所	<u>構外から伝送される電力を</u> 変圧器等にて変成し、 <u>構外に伝送する</u>	変圧器等、蓄電池				
蓄電所	構外から伝送される電力を蓄電池に貯蔵し、同一 電圧・同一周波数で <u>構外に伝送する</u>	蓄電池				

表1 変電所と蓄電所の類似点

3 改正の考え方

- ・市条例の対象事業である「変電所の新設又は増設の事業」の規模要件は、土地の面的開発の点から 敷地面積となっている。
- ・蓄電池とともに変圧器等が併設される施設についてはこれまでどおり変電所として取り扱われる。
- ・蓄電所は変電所に類似する電気系統を有しており、土地の面的開発の点で環境影響のおそれの程度 は同様である。

以上のことから、蓄電所を変電所と同様の要件で対象事業に追加します。

4 改正の内容

規則別表第1の「電気工作物の建設」の項の「第1分類事業の要件」及び「第2分類事業の要件」の欄並びに規則別表第2の「電気工作物の建設」の項の「対象事業の種類」の欄を次のとおり改正します。

現行		改正案		
別表第1 (第3条及び第4条) 第1分類事業 及び第2分類事業		別表第1(第3条及び第4条)第1分類事業及 び第2分類事業		
事業の 事業の 事業の 電すを収定して、 事種類 (5) 関準令商 52 4 以とので面をでで、 事業のでででである。 第1分要気はめりででである。 電すをで、 第2 4 以とのででである。 でででである。 第2 4 以とのででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででもでもでもでもで。 ででもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもで	第2の (5) 新あ積タへ満 (5) 設っが一クで 変のて2.ルタあ 変のて2.ルタる 変のて2.ルタあ 変のて2.ルタ加 変のて2.ルタ加 で面ク3未も ので面ク3未も	事業類 4 電	第1 第1 第1 第1 第2 第2 第3 第4 (5) 関を呼業第一次で面一も が要電るめ9令1電電は電所ので面一も が要でのあ積ルの 電業敷ク加 で面一も ので面ーも ので面ーも の変ののあ積ルの 電業敷ク加 で面ーも ので面ーも ので面ーも ので面ーも ので面ーも ので面ーも ので面ーも ので面ーも ので面ーも ので面ーも ので面ーも ので面ーも ので面ーも ので面ーも ので面ーも ので面ーも ので面ーも ので面ーも ので面ーる で面ーる で面ーる	第 2 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で
				加するもの

別表第2 (第17条) 方法書の提出時期

加入为10人为11人人为四百0人以11人					
対象	方法書の提出 時期				
4 電気 工作物 の建設	(1)~(4) 略 (5) <u>変電所</u> の新 設の事業	電気事業法第 47 条第1項 の規定に基づ く認可の申請 又は同法第			
	(6) <u>変電所</u> の増 設の事業	48 条第 1 項 の規定に基づ く届出の前			

別表第2 (第17条) 方法書の提出時期

777 771 771				
対象	方法書の提出 時期			
4 電気 工作物 の建設	(1)~(4) 略	電気事業法第 47条第1項の 規定に基づく		
U) EIX	(5) <u>蓄電所又は</u> 変電所の新設の 事業	認可の申請又 は同法第48条 第1項の規定		
	(6) <u>蓄電所又は</u> 変電所の増設の 事業	に基づく届出の前		

(※下線部分が改正箇所)

5 施行予定日

令和6年3月以降に公布・施行を予定